

EY 新日本有限責任監査法人 行動計画

職員の仕事と家庭の両立を支援し、意欲と能力のある職員が本来持っている力を最大限発揮できる雇用環境の整備を行い、次世代の育成を積極的に支援する法人となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 3(2021)年 1 月 1 日～令和 5(2023)年 12 月 31 日

2. 内容

目標① 令和 5(2023)年 12 月 31 日までの 1 年間の配偶者出産休暇取得率を 80%以上に
する。

<対策>

- ▶ 平成 30(2018)年 4 月～(継続して実施中) 職員に子どもが生まれる前または子どもが生まれた後に、配偶者出産休暇制度などの育児支援制度を案内する。
- ▶ 令和 3(2021)年 2 月～ 配偶者出産休暇を出産日以後 5 日としていたところ、出産日前後 10 日(有給は 5 日、残り 5 日は無給)へ改訂し、育児への参画を促進する。

目標② 令和 5(2023)年 12 月 31 日までの 1 年間の有給休暇取得率を 75%以上に
する。

<対策>

- ▶ 平成 30(2018)年 4 月～(継続して実施中) ライン系職員の有給休暇取得率が低いため、引き続き、グループ長(パートナー)の人事評価指標に有給休暇取得率を含め、グループメンバーの有給休暇取得推進を促す。
- ▶ 令和 3(2021)年 1 月～有給休暇取得を前提としたアサイン調整を行う。
- ▶ 平成 30(2018)年 4 月～(継続して実施中)、有給休暇取得推進日をイントラネット等で周知する。
- ▶ 令和 3(2021)年 1 月～Smart Audit 業務プロセスのオートメーション化、アカウントポートフォリオ推進により、働き方改革を加速させ、ワークライフバランスを図る。

以上